

役員等報酬支給基準

役員等区分	会議等名	報酬額	算定方法等
評議員	評議員会に出席した時	5,000円/回	1) 役員等は非常勤であること 2) 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年10月奈良県条例第39号）報酬額を参考としたこと 3) 報酬額 ① 理事長は、選挙管理委員会委員長、人事委員会委員長等の日額報酬額（11,900円）の概ね1/2としたこと ② その他の役員等は、選挙管理委員会委員、人事委員会委員等の日額報酬（10,900円）の概ね1/2としたこと （注）1/2とした根拠は、2)の条例が、1日を基準としており、法人の会議は概ね半日で終了することから半額とすることが妥当と判断した。 4) 支給の方法 ① 支給時期：出席の都度 ② 支給の手段：現金支給 ③ 支給の形態：所得税を控除した額を現金で支給
理事長	1 理事会に出席した時	6,000円/回	
理事 (職員給与を受けている職員を除く。)	2 評議員会に出席した時 3 評議員選任・解任委員会に出席した時	5,000円/回	
監事	1 理事会に出席した時 2 評議員会に出席した時 3 評議員選任・解任委員会に出席した時 4 監事監査を実施した時	5,000円/回	
評議員選任・解任委員（事務局員を除く。)	評議員選任・解任委員会に出席した時	5,000円/回	